

挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第20、議案第4号、令和2年度江差町一般会計補正予算（第9号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」（提案説明）

議案第4号、令和2年度江差町一般会計補正予算（第9号）についてでございます。

今回の補正の内容につきましては、新型コロナウイルス感染症対応、地方創生臨時交付金事業として、18事業に係る経費の補正と、令和元年度障がい者医療費負担金等返還などその他事業として、12事業に係る経費の補正をお願いするものでございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億6,299万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億5,464万8千円とするものでございます。併せまして、債務負担行為補正、地方債補正をお願いするものでございます。

補正予算の具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、財政課長。

「財政課長」（補足説明）

それでは、一般会計補正予算第9号でございます。議案書におきましては、22頁、23頁をお開き願いたいと思います。

最初に地方創生臨時交付金を充当した事業をまとめて、説明させていただきます。

まず、高度無線環境整備推進でございます。資料は5頁から7頁でございます。町内の光ファイバー未整備地域において、光ファイバーを整備するものでございまして、具体的には民設民営方式で整備することとし、事業主体となる民間事業者へ整備費の一部を町が負担金として、支払うものでございます。財源といたしましては、民間事業者が

受ける国庫補助金の8割相当額が地方創生臨時交付金の国庫補助事業の地方負担分、いわゆる補助裏として交付されます。残りの地方債、これは過疎債になりますが、地方債を充当するものでございます。具体的な金額といたしましては、補正額が7,355万5千円、臨時交付金が3,719万3千円、地方債が3,630万円で、残り6万2千円が一般財源でございます。

次に、新生児特別定額給付金給付でございます。資料は、8頁をお開き願います。4月28日から翌年3月31日迄に生まれた新生児に対しまして、1人10万円を給付するものでございます。補正額は270万円、全額臨時交付金を充当してございます。

次に、国民健康保健費特別会計繰り出し（インフルエンザ予防接種支援）でございますが、3行下の予防費のところのインフルエンザ予防接種支援と、併せて説明させて頂きます。資料の方は、9頁をご覧願いたいと思います。65歳以上の高齢者の方、それから60歳から64歳で障がい等を有する方、生後6か月から中学3年生迄のお子さんにつきまして、予防接種費用を全額、町が負担するものでございます。国民健康保険の被保険者は、国保特別会計の方でそれ以外の方、一般会計の方で計上をしており、臨時交付金は、一般会計から国保会計へ繰り出しをするものでございます。補正額は国保会計繰り出しが、249万2千円、一般会計の方が、978万3千円でいずれも、全額臨時交付金でございます。

次に、老人福祉センター換気設備改修と、次の在宅型総合福祉施設まるやま換気設備改修でございます。資料は10頁となります。どちらも施設内の換気を向上するために、現在、不具合が生じている排煙装置の修繕と網戸の設置をするものでございます。補正額は、老人福祉センターが170万2千円、まるやまが157万8千円、いずれも、全額臨時交付金でございます。

次に、一般廃棄物収集運搬事業者給付金給付でございます。資料は、11頁となります。廃棄物収集業者は、ごみや排せつ物を扱うことに伴う感染リスクが高いことから、予防対策に係る支援などをして行くために、給付金を給付するもので、1事業者当たり、20万円を給付するものでございます。補正額は40万円で、全額臨時交付金でございます。

次に、漁業者経営維持化安定対策でございます。資料は12頁でございます。5月27日の第2回臨時会におきまして、補正して頂きました事業の増額補正でございます。魚価の下落等で経営が厳しい漁業者に対して、漁協の特別負担金の2分の1を補助してございましたが、残り2分の1についても、補助していくものでございます。補正額は455万円、全額臨時交付金でございます。

次に、漁協経営継続緊急支援対策でございます。資料は13頁でございます。同じく経営が厳しい漁業者に対する支援でございまして、大型漁箱を購入することによって、鮮度保持、作業効率の向上を図るものでございまして、江差町他、5町が50万円、北海道が200万円、ひやま漁協に補助するものでございます。財源といたしましては、

全額臨時交付金を充当してございます。

次に、エエまち江差、皆の商品券事業でございます。資料は14頁をお願いいたします。内容といたしましては、全町民に5千円分の商品券を配布するものでございます。商品券の換金分、3,700万円の他、発行に係る事務経費や、商工会への委託料で、4,300万円補正額としてございます。全額臨時交付金を充当してございます。

次に、町営レストラン感染拡大防止対策でございます。資料15頁となります。町営レストランの感染防止対策に係る、パーティションの設置などの経費でございます。補正額は33万円、全額臨時交付金を充当してございます。

次に、追分会館換気設備改修でございます。資料は、16頁となります。先程、説明いたしました、老人福祉センター換気設備改修と、円山の換気設備改修と同様でございまして、施設内の換気を向上するために、排煙装置の修繕と網戸の設置をするものでございます。補正額は1,253万2千円、全額臨時交付金でございます。

次に、町立小中学校トイレ洋式化改修でございます。資料は17頁となります。江差中学校を除く、小中学校4校の和式トイレ全部を洋式化するための工事費で、補正額は小学校費、中学校費併せて、3,117万1千円、全額臨時交付金でございます。

次に、学校再開感染症対策、学習保障等支援でございます。資料は、18頁をご覧願います。感染症対策を講じながら、児童生徒の学びを保障していく取り組みの一環といたしまして、児童生徒の理解力を高めるための教材や備品などを整備するものでございます。補正額は、小中で1,093万2千円。財源内訳でございますが、学校保健特別対策事業費補助金、こちらの方が500万、臨時交付金は補助裏分として、500万円、それから、単独分の臨時交付金として、93万2千円となっているものでございます。

次に、学校遠隔学習機能強化でございます。資料は19頁となります。学校が臨時休業になった場合でも、学校と児童生徒がやり取り出来る、遠隔学習環境を構築するため、学校にカメラやマイクなどを整備するものでございます。補正額は、小中で40万円でございます。公立学校情報機器整備費補助金が、8万7千円、臨時交付金の補助裏分が、6万9千円で、単独分が、24万4千円となっております。

次に、修学旅行貸し切りバス追加借り上げ支援でございます。資料は20頁でございます。修学旅行での貸し切りバス内の密接を回避するため、1台、増車するもので、その増車に要する経費の補正でございます。補正額は、小中で73万7千円、全額臨時交付金を充当してございます。

次に、家庭学習対策通信機器整備支援でございます。資料は21頁でございます。インターネット環境が整っていない家庭におきましても、臨時休業時に家庭学習が出来るよう、貸出用のWi-Fiルーター、あるいは、モバイルWi-Fiルーターを学校に整備するものでございます。補正額は、小中併せて144万7千円、公立学校情報機器整備費補助金が30万円、臨時交付金の方は、単独分で108万7千円、残り6万円が一般財源となっております。

次に、文化会館トイレ洋式化改修でございます。資料はちょっと戻りまして、17頁になります。17頁の下の表になります。感染症予防対策といたしまして、和式トイレ、文化会館の和式トイレを洋式化するもので、13基を洋式化する他、2基撤去するものでございます。補正額は、783万2千円、全額、臨時交付金でございます。新型コロナウイルス関係の事業の補正の合計といたしましては、補正額として、2億564万1千円、国庫支出金、通常の国庫補助金と臨時交付金額、併せた金額が、1億6,921万9千円、地方債が3,630万円で、一般財源が12万2千円となっております。

次に23頁となります。コロナ対策以外の補正でございます。まず、令和元年度障がい者医療費負担金等返還と次の令和元年度障がい者自立支援給付費負担金等返還、並びに次の令和元年度子育てのための施設等利用給付費交付金返還でございます。いずれも、令和元年度の国庫負担金、道費負担金の清算に伴う返還金でございます。補正額は、障がい者医療費の方が300万2千円、障がい者自立支援給付費の方が149万6千円、子育てのための施設利用料の方が11万8千円で、いずれも一般財源でございます。

次に、住民基本台帳システム改修と戸籍附票システム改修で、こちらも併せて説明させていただきます。資料の方は、22頁をお開き願います。戸籍の附票を個人認証の基盤として活用することで、国外転出者によるマイナンバーカード、公的個人認証の利用可能とするため、住基システムの電算システムを改修するものでございます。補正額は、住民基本台帳システムの方が221万7千円で、国庫が221万6千円、残1千円が一般財源でございます。戸籍附票システムの方は、当初予算に計上してございましたので、財源更正のみとなり、国庫補助金492万8千円増額し、同額一般財源を減額しているものでございます。

続きまして、水堀排水機場長寿命化対策でございます。当初予算におきまして、除塵機、流入してくる塵芥を取り除く、除塵機の減速器モーターの交換などの経費を計上しておりましたが、併せて行います、機械側操作板の追加工事に係る経費、そちらの経費を補正をお願いするものでございます。補正額は440万5千円、道補助金が304万円、残136万5千円が一般財源でございます。

続きまして、町道除雪対策でございます。町道の除雪に係る作業員の給料や、重機使用料、防雪柵設置委託や除雪委託などの経費について、例年同様、補正をお願いするものでございます。補正額は4,009万6千円、全額一般財源でございます。

次に、小中学校教材備蓄等整備でございます。株式会社ユーラス江差風力様からの寄付金を活用して、町立小中学校に備品等を整備するもので、小学校においては、持ち運びが可能なキャリングアンプや、児童用図書などを、中学校においては、バスクラリネットやデジタル顕微鏡などを購入するものでございます。補正額は199万5千円、190万円が寄付金で、残9万5千円が一般財源でございます。

次に、中学校体育備品等整備と、一番下の障がいスポーツ推進（スポーツ少年団）活

動補助でございます。株式会社北辰運輸様からの寄付金を活用した事業で、体育備品整備の方は部活動や体育の授業で使用するマットや防球ネット、ボールケースなどを購入するものです。スポーツ少年団活動補助は、9団体に均等割りと、人数割りで算出した額を補助金として、交付するものでございます。補正額は、中学校体育備品の方が103万6千円、財源内訳は、寄付金が100万円で、3万6千円が一般財源でございます。少年団補助の方は、補正額が100万円で、全額寄付金でございます。

次に、文化会館南側外壁補修でございます。資料は23頁をご覧頂きたいと思えます。文化会館の南側の方の外壁でございますが、クラックや、鉄筋の腐食による爆裂、そういったものが、生じている状況であり、風向き等によっては、大ホール、南側の横壁内部に雨が侵入してくることもございますことから、鉄筋露出部などを補修するものでございます。補正額は102万3千円、全額一般財源でございます。

次に、文化会館移動観覧席保守点検でございます。資料は24頁をご欄下さい。観覧席の最前列中央部の座席が、不具合によって使用出来ない状態であることから、詳細な状況を確認するために、点検を行うものでございます。補正額は96万4千円でございます。

その他の事業での補正の合計は、5,735万2千円、国庫が714万4千円、道費が304万円、その他特定財源が、390万円で一般財源が4,326万8千円となっております。

すべての事業の合計では、補正額として2億6,399万3千円で、国庫支出金が1億7,636万3千円、道費が304万円、地方債が3,630万円で、その他特定財源が390万円、一般財源といたしましては、4,339万円となっているものでございます。

次に、議案の方の26頁をお開き願います。債務負担行為の補正でございます。事業といたしましては、戸籍電算システムの譲り受けで、内容といたしましては、備考資金組合からシステムを譲り受け、その代金、元金と利息を町が支払っていくという内容の債務負担行為でございます。こちらの方、当初予算に計上してございましたが、支払い利息を財政の方で誤って計算しており、具体的には、利率が0.1%に改定されていたものを、従前の0.01%で計算してございました。大変申しわけございませんでした。今回、改定後の利率で計算した額で、改めて議決をお願いするものでございます。

次に27頁でございます。第3表、地方債補正でございます。まず、追加の方でございますが、高度無線環境整備推進に係る起債の追加で、限度額を3,630万円とし、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございますので、割愛させていただきます。

次に、臨時財政対策債でございますが、普通交付税の算定の際に、借入可能額も算定されますが、算定された額が予算を上回っていましたので、限度額を増加するものでございます。当初の1億1千万から、1億1,020万6千円へ限度額を変更し、起債の方法、利率、償還の方法は、変更がないものでございます。

説明は以上となりますので、宜しくお願いいたします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。  
質疑希望ありませんか。

「小野寺議員」

議長。

(議長)

小野寺議員。

「小野寺議員」

3点、お聞きします。先に、項目、衛生費インフルエンザ関係。教育費学校関係ですね。それから、最後、全般的に、いわゆる臨時交付金の関係で、関連でお聞きしたいと思います。

最初に、衛生費、私、資料も見ておりますが、一応、説明は分かりました。それで、ここに助成方法、町内医療機関での接種ということで、当然でしょうけれども、まず、1つ目の質問、質疑ですが、医療機関、どこを想定しているのか。もし、名前が分かれば、まだそこまでいかないとするれば、件数でもいい。何件の医療機関想定しているのかお聞きしたい。

それから、そことはどういう協議が、今されているのか。もしくは、まだ予算がとっていないから、当然かも知れませんが、どういうスケジュールで協議をされるか。

それで、この点で、最後になりますが、実施をどういうふうに考えているか。説明もし聞き逃していたらごめんなさい。国の方では課長ご存じのとおり、通達出て、10月1日からは65歳以上の方と。原則ですね。それから10月26日は、医療従事者だとか、生後6か月以上とかありますが、ただし、自治体によっては、ワクチン接種開始時期が異なることもあり得るということがありますが、江差町としては、今どのように考えて、もし、10月1日からということになると、相当急がなければならない。その医療機関との関係、それから、町民との説明等々、どのような方法で周知されようとしているのか、お聞きしたいと思います。以上が、衛生費。

それから、2つ目。教育費ですが、資料でいうと、資料でいうと14から15、17あたりですが、課長申し訳ない。分からなくて。事業期間、例えば令和2年9月から令和3年3月とかって書いてあるのがあるんですが、この意味合いは、とりあえず今の生徒さんのWi-Fiの対応など、3月末迄のことを考えているということなのか。それまでの間、整備するということなのか、ちょっとごめんなさい。この事業期間のことで、教

えて頂きたい。

それで中身に入りますが、特に、学校の臨時休業の、等の時にということで整備されますが、特に子供さん、生徒さんにWi-Fi等貸与というはありますけれども、ところで、これってこれから仮に秋口以降に、新型コロナが当町でも出て来たと。それが部分的か全町かは別として、直ぐそれに間に合うということなのか、ちょっと分からない。例えば、タブレットなど、これはギガスクールで設置されるのかも知れませんが、いずれにしても、その条件整備というのはどういうふうになるのか。それから、コロナとの関係でどういうふうになるのか、教えてもらいたい。

この点で最後ですが。これ結果的にコロナが終息すれば、当初から進めているギガスクールの色んな設備との関連が出てきます。そのことについてお聞きしたいんですが、結果的にギガスクールで、インターネット環境等々、前倒しで結果的には整備されることになりました。それはそれで、国から全額くるということでは、町の負担が無いということでは良かったんですが。問題は、前倒しで進められた関係で、このギガスクールについて、物は入ったけれども、それを対応する先生、これは大変なことだろうと、先生方に相当負担がかかる。先程午前中に、塚本議員とのやり取りでありましたが、コロナの関係は一定程度人員の配置ということ分かりましたけれど。来年度以降のギガスクールのことを考えた場合には、大変な先生方に負担が押しかかるのかな。そういう、支援体制といいますか。どのように、いま考えていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

で、最後。今回の補正の臨時交付金という全般的に繋がるかも知れません。財政課長になるのでしょうか。この間、色々集会施設等、密を避けるということも含めて、色んな設備、整備、今回もそうですがされました。身近な話で恐縮ですが、集会所で密をさけるとすると、もちろんトイレとか、それはそれで、本当に喜ぶことですが、例えば集まって会議をする。軽い会食なども今始まっているんでしょうかね。それにしても、1つの長いテーブルで密になるから、1人で座るということになるとうテーブルが足りない。ということも、なんぼか耳にします。個別のことは今日は出しませんが、江差町全体的にそういう集会施設等々で、密を避ける場合に例えば、そういうテーブルが十分にあるのか、などについて、現状、教えて頂ければなと思います。以上です。

(議長)

健康推進課長。

「健康推進課長」

小野寺議員からの、インフルエンザの関係の質問にお答えします。

まず、医療機関の想定ということですが、町内の医療機関ということでしょうか、町外医療機関ということ、ちょっと、聞き取れなかったんですけど。まず、町内の医療機

関に関しましては、町内にある4医療機関ということで、4ですね。ということになります。町外に関しましては、町外の医療機関、どこでもという考え方でおります。事前に協議をしているのかというお話でしたが、具体的なところはまだなんですけれども、議員協議会が終わったあと、このような考え方で今進めておりますというところで、4医療機関の事務長とお話をしております。どのような実施の方法ということと周知の関係ですが、まず周知に関しましては、10月号の広報の折込に周知をします。実施に関しましては、まず一番気にかかっているのは、いつから接種が出来るかということなんだと思うんですが、町内の医療機関に関しましては、医療機関とワクチンの卸業者さんとの契約の部分がありますので、どの月に何本入ってくるかというところまでは、町では把握はしておりませんので、国で出された通知同様、呼び掛けというか、お願い協力の部分で、進めて行きたいなというふうに考えております。ただ、町外の医療機関におきましては、多分10月から接種される医療機関もあるのではないかと思いますので、その部分に関しては、領収書等を持って来て頂いて償還払いをするというような形をとって行くことで、取り進めております。

(議長)

学校教育課長。

「学校教育課長」

3点について、お答えさせていただきます。まず、資料に関する事業期間の捉えでございます。基本的には物品を購入するという事務的な始まりを含めて9月からというふうにさせていただきます。また、通信費等につきましては、議員のご質問にありましたように、3月迄の予算化という捉えをして頂ければと思います。

2点目、臨時休業、また再び起きた場合に間に合うのかどうかというご質問でございます。タブレットに関しましては、年度内の整備ということになりますので、基本的には、タブレットを家庭にお貸しするという事は、直ぐは出来ない状況でございます。ただし、今回、補正の項目でございます、Wi-Fiに関するWi-Fiルーター等につきましては、可能な限り早急に整備したいと考えておりますので、例えば、ご家庭でインターネット環境があつて、Wi-Fiルーターが無いというような、ご家庭に関しましては、直ぐ貸し出しが出来るかなというふうに考えてございます。

最後、3点目でございます。ギガスクール構想が前倒しされたことに伴って、先生方の負担感が相当増すであろうと、これらに対する支援制度というご質問につきましては、道の制度としまして、ICTサポート支援制度というものがございます。今年度、私どもの方では、補正を頂いて校内のLAN環境、更には、タブレット環境というものが、今年度、おおよそ整備出来るかなと思ってございます。具体的な人的な部分につきましては、来年度の取り組みというふうに考えてございます。以上でございます。



(議長)

はい。副町長。

「副町長」

小野寺議員、集会所のテーブルの関係、端的に言うと、ちょっと少し、冷たい答弁になるかも知れませんが、現状の中では、まず、距離を保つためにテーブルの数が増やして欲しいと、こういうことだろうというふうに思いますけども。今回の臨時交付金、2次の中で何とか今、避難場所になり得るところであったり、大型のですね、そういったところのまず、トイレの洋式化で感染防止を図るところに集中投下をしているところをごさいます、現状では、それぞれの集会所のある机の数の中でですね、一つ工夫をして頂きたい。ただ、増やす増やさないという話含めてですね、これは、今後の状況の中で、どんな備品が必要になるのかどうかというのは、これから色々検証させて頂きたいと、こういうふうに思います。はい。

(議長)

はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

副町長、副町長というより、私、財政課長、たいした金額でないですよ。そんなね臨時交付金、臨時交付金以前の問題ですよ。ですね、財政課長。それ、至急、多分ですよ、細かいこと話しませんよ。せいぜい2つとか、3つとか、4つとか、そのレベルですよ。後は、江差町全体でどれくらいになるでしょうかね。という世界だと思えます。至急、検討して下さい。答弁があればお願いします。それが1つ。

それから、保健推進課長。それで、前回の議員協議会でもお話しましたが、単にこれワクチンの問題ではなくて、今後、その医療機関は、発熱等の外来ということになると、インフルエンザもコロナも分からないから、結果的に同時に検査しなさいというのが今度の国の方針。昨日も課長、厚生労働省で、5本も6本も通達入ったの見たと思うんですが、もう滅茶苦茶ですね、保健所、だから大変です。それで、江差町として、これは道の仕事です。保健所の仕事です。だけど、このワクチンの接種も含めれば色々、これから協議するという時に、当然そういうこともしっかりと、今、江差町の医療機関は、ワクチンだけなのか、いやいや、発熱も含めて、体制、保健所と協議しながら、今お金はちゃんと色々くるということも通達昨日出てますね。そこら辺ね、しっかりと江差町もある意味、医療機関をサポートすると、国保病院の無い江差町はそこはやらなかったら駄目ですよ。下手したら道立病院、皆行きなさいって。そんななるかも知れないですよ。そのワクチンと併せて、医療機関としっかりとそこら辺ね、協議して頂きた

いんですが、その点で、前回の全員協議会の続きになっちゃいますけれども、ご答弁頂ければと思います。

教育課長、ありがとうございました。以上。

(議長)

健康推進課長。

「健康推進課長」

インフルエンザの検査とPCRの検査を同時にとりというお話かと思いますが。国の方では、まず発熱の相談の窓口を作りなさいということで、それかかかりつけ医にしてください。その上で、そこの病院が検査出来る病院なのか、それとも、そういうことは、ちょっとゾーニングも難しいので、相談体制は取りますが、検査治療、診療が出来る病院を紹介するというところなのかというところを、まず振り分けていくというように伺っております。保健所の方でも、そのあたりに関しては、実際、具体的に検査はこういうのがあって、補助金もこういうのがあってということでの、各医療機関との、紹介というか、お話を進めているというふうに伺っております。今回、この後、議会が議決され、無事に議決されれば、明日から各医療機関回りながら、契約うんぬんというお話をしていきます。その中で、実際に各医療機関がどのように考えているのかというお話は聞くことは可能かと思いますが、それに対して、こういうふうにお願したいんだけどというところまで、果たして、町として出来るかどうかというところは、検討が必要かなというふうに思っています。保健所に関しましては、なるだけ、そういう、不安の町民の皆さんが不安の無いような体制が、医療体制が取れるように、今後も強く要望していくというような形になっていくかと思いますが、まず、1つ、一番新しい情報といたしましては、昨日の夜にメールで入ってきたんですけども、議員はご存じかと思いますが、14日の道の対策本部の中で、健康相談センターの窓口を1本化しますということで、保健所や本庁の負担を軽減するということでの窓口が出来ました。これに関しては、凄く急なんですけども、今日の9時からここが使えますというような周知なんですけども、これに関しましても、早急に町民さんに周知していきながら、実際のところは保健所にかかってきたものは受けるということですので、若干のタイムラグはあるかとは思いますが、新しい情報は、常に町民さんの方に周知していきたいというふうに思っております。

(議長)

はい。いいですか。副町長。

「副町長」

はい。小野寺議員、私はコロナの関係で、密を防ぐので、机が不足なんでどうしますかという質問だと思っています。ですから、当該箇所の集会施設のみならず、町内全体の集会所ということを念頭において答弁したつもりでございますので、ただ日常的にコロナに関係なく、机が不足している状況の中では、それは日常の中で所管課の方に色々相談をしておいて、こういう形で進めさせて頂ければなというふうに思います。

それから、もう1つ。インフルエンザの関係で、少し、ここも簡潔に言いますけども、まさしく、町立病院を持っていない江差町として、半強制的な形で、道立病院さん、ここをこうこうをとという立場にはないんです。ただ、町長も答弁、どっかで触れたと思いますけれども、道立病院さんも機器の購入やら、検査体制含めて、前向きに検討している状況にあるという情報を頂いておりますし、それなりに、南部圏域の中核病院でございますので、他の民間医療機関のところはどういったところができるのかが一定程度まとまるというか、そういった時には、私共も情報を得て、それぞれの長の町民に周知をしていく。こういう段取りになる訳ですので、今、前のめりになって、江差町だけがですね、ここ、こうです、ということにはちょっとならない。

それから、もう1点、各町インフルエンザの助成が、関係が江差町のみならず、出て参っておりますので、それだけの十分な潤沢する、いわば、ワクチンの供給量が各病院に入ってくるかどうかという点もですね、ここも非常に、何とも言えない状況はあると。ただし、江差町としては、臨時交付金にあげている部分について、無償化で優先的にやって欲しいと、こういう形の中で、各病院にも要請して参りたいと、こういうことでございます。以上です。

(議長)

いいですか。はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

最後、集会施設などの長いすなど、財政課長、いいです。仮にで聞きますよ。例えば、この間何回か決算などで、それぞれの施設にどういうふうにありますかとか、色々出てくるからデータの的に分かっているはずなんですよ。だとして、じゃあ、なんぼあれば、なんとか密避けるために、一定の高齢者か色んな人達の集まりに使えるかとか、あそこは1つ足りない。あそこは2つ足りないとかって分かっているんですか、分かっていないんですか。もしくは分かっているとすれば、どういうふうにしようとしているんですか、教えて下さい。

(議長)

はい。財政課長。

「財政課長」

椅子、テーブルにつきましたは、今、小野寺議員、おっしゃったとおり、決算委員会なり、本会議等々で、ご質問頂きまして、私の方も、そういった数字は、ずっと毎年更新しながらおさえているところをごさしまして、予算も少なからず、ちょっと付けては頂いて、今年も整備する予算は付けてございますが、町長、副町長、先程、おっしゃったとおり数が多いです。15集会所、児童館持っていますので、一気にはいかないので、今年は、例えば2か所がっちり整備しようということで、動いているところではございます。小野寺議員、想定しているところが、いつぐらいになるのかというのは、断言できないところなんですけど、そういった思いはもって、進めているところでございます。それで、先程も、議員の方で、そんな額ではないですよ、という話だったんですけども。施設自体も古いです。それから色んな設備も古いです。色んな要望ございます。トイレの話から、テレビ、ガスコンロ、掃除機、この間も、そういった設備の要望ございましたんで、そういった物で、限りある予算で付けていっているところでありまして、特にトイレにつきましたは、そういう財源見つけながら、この3年間で、介護サービス拠点ということでやってきたとか、そういった背景もご理解頂きながら、まったく忘れたということでもないし、順番にやらせて頂きたいなと思っておりますので、ご理解頂ければと思います。

「小野寺議員」

宜しくお願いします。

(議長)

はい。次、飯田議員。

「飯田議員」

ただ今の小野寺議員の質問に関連すると思います。教育課長、資料の15番と17番の関連でございますが、資料の15番で示すところの学校遠隔学習機能授業、これは恐らく、リモート学習というイメージで、学校側の方のカメラやマイク等の整備。一方でですね、資料17番で示すところの、各家庭のWi-Fiルーター等の未整備のところについては貸出をすると、そういうおさえ宜しいんですね。

一方で、じゃあ、その例えば、パソコン、タブレットと、あくまでも各家庭で持っているという前提で、この事業が進められるのかどうか。お答えください。

(議長)

はい。学校教育課長。

「学校教育課長」

各家庭のWi-Fi環境、更には、インターネット環境につきましては、以前、実は、学校、各学校通じてですね、調査してございます。その結果、インターネット自体まず繋がらない、そういう環境にないというのが約30件ほどございました。更には、Wi-Fi、インターネットはあるんだけど、自宅にWi-Fi環境が無いんだということが約50件ございました。今回これらの数値に基づきまして、モバイルルーター、モバイルWi-Fiルーター。いわゆる通信機能も含めたWi-Fiですね、これを30、それとは別にインターネット環境があってWi-Fiだけがあれば、家の中で自由に使えるというところは、50台整備させて頂いておまして、基本的には、各ご家庭にパソコン等がある場合は、そちらをご使用頂くということを想定してございます。そういった物が無い場合につきましては、今後、整備するタブレット等を貸出するということを想定している状況でございます。

(議長)

いいですか。はい、飯田議員。

「飯田議員」

臨時休校がなければ、これ以上のコロナの感染がなければ一番いいんですけども、もってない、そういうパソコン、タブレット、もっていない家庭については、今後貸出をする。それは、いったい何件くらいあるんですか。これは、小中学校の義務教育ですから、リモート学習というのは、それは、一件も落ちの無いような、学習体制はしいていかなければならないと思うんですよ。何件あるんですか。

(議長)

はい。学校教育課長。

「学校教育課長」

先程も申し上げましたように、インターネット環境が無い、いわゆる、そういった機器自体が無いというのは、30件というふうに捉えてございます。

(議長)

はい、いいですか。次、小林議員。

「小林議員」

資料17頁、学校及び避難所等トイレ洋式化改修について、質問させていただきます。この間、私、前回、社文の委員長をしていましたけれども、避難所等に多目的トイレ整備

すべきではないかと申し上げてきました。今回、洋式化ということで、この多目的トイレの改修の検討はされたのかどうか。されていたとして、改修にならなかったのは、事業費の問題なのか、あるいはスペース的な問題なのか、その辺をお知らせ下さい。

(議長)

誰だ。誰だ。誰答えるんだ。おい。総務課長か。誰。財政課長か。

はい、まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

小林議員から、多目的トイレの検討したのかというお話でした。ご理解頂きたいのは、今回はコロナ関連の事業ということをご理解下さい。そういう意味で、例えば、多目的トイレを各階に、例えば学校に各階にとかいうことに関しては、残念ながら事業の趣旨から外れてしまうのかなというように感じております。文化会館で言えば、大ホールの、こちらの方にもございますし、小ホールの方にもございます。ので、それに対応して頂きたいというふうに考えてございますので、ご理解頂きたいと思います。

(議長)

はい、いいですか。

小林議員、いいんですね。

「小林議員」

はい。

(議長)

はい。他に質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第4号、令和2年度江差町一般会計補正予算(第9号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第21、議案第5号、令和2年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」(提案説明)

議案第5号、令和2年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第1号)についてでございます。今回の補正の内容につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した、インフルエンザ予防接種支援など、2事業に係る経費の補正をお願いするものでございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ249万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,504万2千円とするものでございます。

補正予算の具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしましたので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、健康推進課長。

「健康推進課長」(補足説明)

それでは、補足説明をさせていただきます。議案書47頁をお開き下さい。補正予算構成表で説明いたします。

事業名、オンライン資格確認等システム改修でございます。オンライン資格確認等システム整備の対象経費に係る補助金でございます。国から市町村に直接補助金が支払われるため、款、国庫支出金を新設し、財源更正するものでございます。金額は28万6千円でございます。

次に、インフルエンザ予防接種支援でございます。一般会計補正でも説明がありましたが、接種支援対象者のうち、国保被保険者の助成金となります。金額は249万2千円で、財源は全額一般会計繰入金でございます。

ご審議方宜しく願いいたします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。  
質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案については討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご  
異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、ただちに採決致します。  
議案第5号、令和2年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第1号)につい  
て、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。よって議案第5号については原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第22、議案第6号、令和2年度江差町介護保険特別会計補正予算(第1号)に  
ついてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」

議案第6号、令和2年度江差町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてござ  
います。今回の補正の内容につきましては、令和元年度介護給付費負担金等返還にかか  
る経費の補正をお願いするものでございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ558万  
6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,147万8千円と  
するものでございます。

補正予算の具体的内容につきましては、担当課長より説明しますので、ご審議のうえ



議決頂きますようよろしくお願い申し上げます。

(議長)

高齢あんしん課長。

「高齢あんしん課長」

私よりご説明いたします。議案書59頁の補正予算構成表でご説明いたします。事業名、介護保険給付費負担金等返還でございます。介護保険会計の財源である国庫道費公費負担分は毎年度終了後に清算事務が行われるものでございます。令和元年度公費負担の清算結果、受領済額を生産額が下回ったため生じた返還金の補正をお願いするものでございます。議案書67頁をご覧ください。こちらに記載あるとおり、返還金558万6千円の内訳につきましては、国に対する返還金が、介護給付費国庫負担金395万6千円。地域支援事業費国庫補助金補助61万円。道に対する返還金は地域支援事業費道費補助102万円で、補正予算財源は全額一般財源で繰越金を充当するものでございます。ご審議方宜しく願いいたします。

(議長)

以上で提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案については討論を省略し、ただちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

ただちに採決いたします。

議案第6号、令和2年度江差町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第6号については原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第23、議案第7号、北海道市町村総合事務組合理約の変更について、及び日程第24、議案第8号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、及び日程第26、議案第9号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」

ただ今一括上程となりました議案第7号、北海道市町村総合事務組合理約の変更について、議案第8号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、議案第9号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてでございます。

加入団体の脱退に伴い、北海道市町村総合事務組合理約及び北海道市町村職員退職手当組合理約並びに北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約を変更するものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議のうえ議決頂きますようよろしくお願い申し上げます。

(議長)

総務課長。

「総務課長」

それでは補足説明をさせていただきます。議案書70頁から74頁、資料新旧対照表につきましては25頁から27頁となっております。議案第7号から第9号までの、当該三つの組合に関しましての規約の一部変更についてですが、北海道市町村総合事務組合及び北海道市町村議会議員公務災害補償等組合におきましては、札幌広域圏組合、山越郡衛生処理組合及び奈井江浦臼町学校給食組合の3組合の脱退、また、北海道市町村職員退職手当組合におきましては、山越郡衛生処理組合及び奈井江浦臼町学校給食組合の2組合の脱退がありましたことから、削除するというような内容でございまして、地方自治法に規定する一部事務組合の規約を変更しようとするときには、関係地方公共団体